

懲戒第 2 号

令和 7 年 7 月 20 日

宮城教育大学弓道部 御中

全日本学生弓道連盟

執行委員長 林 健介

懲戒処分通知書

貴学弓道部は、下記に記載の通り、本連盟の加盟校としてふさわしくない行為を行いました。

よって、全日本学生弓道連盟規約第 29 条に定めるところにより、貴学弓道部に対して、本連盟主催大会への出場停止 3 ヶ月（令和 7 年 7 月 21 日から同年 10 月 21 日まで）を行い、態度改善を強く求めます。

記

1. 懲戒処分の原因となる事実

令和 7 年 5 月 24 日に宮城県第二総合運動場において行われた第 51 回東北地区記録会において、宮城教育大学の出場選手による、十一立目終了後および十四立目終了後の飲酒行為が確認された。

2. 議決に至る経緯について

令和 7 年 5 月 29 日に行われた事実確認会において当該事実を当該選手に確認した。その後、同年 7 月 20 日に実施された臨時中央委員会で、東北学生弓道連盟委員長による概要説明、宮城教育大学部員による釈明、中央委員による質疑応答がなされ、採決の結果、貴学に対する懲戒処分が承認された。

以上